指標の説明

○ 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

〇 経常収支比率

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当されたものが占める割合。

(※)経常一般財源:毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されない収入。 具体的には、地方税(都市計画税等を除く。)、地方譲与税、市町村たばこ税都道 府県交付金、地方特例交付金、普通交付税、利子割交付金、配当割交付金、株式 等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用 税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、自動車税環境性能割交付金、 交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに経常的に 収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入等のうち使途の特定されないも のを指す。

○ 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のこと。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村・都道府県とも25%とし、財政再生基準については、市町村・都道府県とも35%としている。

実質公債費比率
$$=$$
 $\frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$

A: 地方債の元利償還金

B: 準元利償還金

C:特定財源

D:元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E:標準財政規模

- *準元利償還金(上記 B 関連)以下①から⑤までの合計額
 - ①満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ②一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ③組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ⑤一時借入金の利子

〇 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担 等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともい える。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、 実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還 年数を勘案し、市町村(政令指定都市は除く)は350%、都道府県及び政令指定都市 は400%としている。

将来負担比率 =
$$\frac{A-(B+C+D)}{E-F}$$

A:将来負担額

B: 充当可能基金額

C:特定財源見込額

D: 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E:標準財政規模

F:元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

*将来負担額(上記 A 関連)以下①から⑩までの合計額

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営 状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑧ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に 償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付 金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑨ 連結実質赤字額
- ⑩ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額 :①から⑧までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

○ ラスパイレス指数

国家公務員行政職俸給表(一)の適用者の俸給月額を100とした場合の地方公務員一 般行政職の給与水準。

職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と 同一と仮定して算出するものであり、地方公共団体の仮定給料総額(地方公共団体の学 歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和)を国の実俸給総額で 除して得る加重平均。

【計算例】

(大学本)

| (大学举) | | | | | |
|-------------|---------|---------|----------|---------------|---------------|
| | 職員数(人) | 平均俸給(給料 |) 月額(百円) | $A \times B$ | $A \times C$ |
| 経験年数 | 玉 | 国 | 対象団体 | (百円) | (百円) |
| | A | В | С | D | E |
| 1 年未満 | 1, 139 | 1, 772 | 1, 770 | 2, 018, 308 | 2, 016, 030 |
| 1年以上 2年未満 | 1, 296 | 1, 816 | 1, 840 | 2, 353, 536 | 2, 384, 640 |
| 2年以上 3年未満 | 1, 930 | 1, 877 | 1, 910 | 3, 622, 610 | 3, 686, 300 |
| 3年以上 5年未満 | 5, 107 | 1, 988 | 2, 026 | 10, 152, 716 | 10, 346, 782 |
| 5年以上 7年未満 | 6, 083 | 2, 155 | 2, 190 | 13, 108, 865 | 13, 321, 770 |
| 7年以上 10年未満 | 8, 929 | 2, 408 | 2, 426 | 21, 501, 032 | 21, 661, 754 |
| 10年以上 15年未満 | 14, 322 | 2, 847 | 2, 824 | 40, 774, 734 | 40, 445, 328 |
| 15年以上 20年未満 | 11, 949 | 3, 409 | 3, 339 | 40, 734, 141 | 39, 897, 711 |
| 20年以上 25年未満 | 9, 349 | 3, 909 | 3, 741 | 36, 545, 241 | 34, 974, 609 |
| 25年以上 30年未満 | 7, 308 | 4, 237 | 4, 060 | 30, 963, 996 | 29, 670, 480 |
| 30年以上 35年未満 | 3, 725 | 4, 395 | 4, 305 | 16, 371, 375 | 16, 036, 125 |
| 35年以上 | 743 | 4, 453 | 4, 526 | 3, 308, 579 | 3, 362, 818 |
| | | | | F | G |
| 計 | 71, 880 | | | 221, 455, 133 | 217, 804, 347 |
| | | | | | |
| (短大卒) | | | | | |
| | | | | Н | I |
| _ | | | | | |

| | | | Н | I |
|---|---------|--|--------------|--------------|
| 計 | 14, 795 | | 47, 597, 237 | 47, 358, 944 |

(高校卒)

| | | | J | K |
|---|---------|--|---------------|---------------|
| 計 | 70, 529 | | 242, 662, 928 | 238, 870, 033 |

(中学卒)

| | | | L | M |
|---|-----|--|----------|----------|
| 計 | 153 | | 516, 717 | 527, 095 |

ラスパイレス指数=
$$\frac{G+I+K+M}{F+H+J+L} \times 100$$

$$= \frac{(217,804,347) + (47,358,944) + (238,870,033) + (527,095)}{(221,455,133) + (47,597,237) + (242,662,928) + (516,717)} \times 100$$

= **98.5** (小数点以下第2位四捨五入) = 98.50232